

サーバ統合基盤設計業務委託仕様書

1 業務名称

サーバ統合基盤設計業務（以下、「本業務」という。）

2 業務の目的

本県は、平成 26 年度から各課で管理するサーバ機器等を仮想化技術で集約・統合する「宮崎県サーバ統合基盤」の利用を開始した。令和 2 年度にシステム更改を行い、現在は「宮崎県次期サーバ統合基盤」（以下、現統合基盤という。）として 148 システムが稼働している。

現統合基盤は機器等のメーカーサポート終了を迎えることから、令和 9 年度末で利用を終了する予定である。そのため、「新しいサーバ統合基盤」（以下、新統合基盤という。）への更改を検討している。新統合基盤への更改にあたっては、クラウド化、災害対策や庁内システムの全体最適化などの課題への対応を見据える必要がある。

本業務は、新統合基盤の検討に必要な情報の収集・整理・分析を行うとともに、今後の庁内システムの在り方や将来のクラウド化を見据えた上で、対応方針の策定、現統合基盤からの移行計画策定、調達に必要な仕様書の作成等を行うことを目的とする。

3 設計にあたっての検討事項

設計にあたって特に検討すべき事項は以下のとおり。なお、本事項に含まれない事項であっても、必要と思われる項目については検討に含めること。

(1) クラウドの活用方法

「クラウド・バイ・デフォルト原則」を踏まえ、クラウドの活用方法について検討する必要がある。想定される活用方法としては、新統合基盤全てをパブリッククラウドに構築する、一部のみを構築する、バックアップ環境のみを構築する等がある。

(2) 新統合基盤の構成

現統合基盤は専用の環境として、本番環境とバックアップ環境を県内の民間データセンターに設置、DR（ディザスタリカバリ）環境とバックアップの一部を県庁防災拠点庁舎に設置している。また、利用しているネットワークは、宮崎行政情報ネットワーク、民間データセンターより提供を受けるインターネット回線等の別サービスによるものを利用している。

新統合基盤では、(1)クラウドの活用方法、災害対策、サービス安定性やランニングコストを踏まえた最適な機器の構成を検討する必要がある。

(3) 運用・保守体制

現統合基盤では本番環境のある民間データセンター内に運用センターを設置、専任技術者の常駐により安定した運用保守を行ってきたが、テレワークの進んできた現在では必ずしも常駐する必要はなくなっている。

新統合基盤ランニングコストとサービスレベルのバランスを考慮した運用体制とする必要がある。

(4) 統合効果の最大化

サーバ仮想化ソフトウェア、OS、データベースをはじめ、ミドルウェア、管理・監視ツール、セキュリティソフトウェア、バックアップ・リカバリソリューションについて、最新の市場・技術動向を踏まえ、統合基盤全体の費用対効果を最大化するための最適なシステム構成及びライセンス調達方法を検討・提案すること。

(5) 新統合基盤の利用期間等

新統合基盤の利用期間について、現統合基盤の契約期間を踏まえて、開始時期は令和 8～9 年度（2026～2027 年度）から令和 16 年度（2034 年度）を予定している。

また、新統合基盤の調達については、現統合基盤と同様にサービス提供型による調達を予定している。

4 業務概要とスケジュール（案）

	2025 (R7) 年						2026 (R8) 年			
	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	4 月
本業務期間			○	○	○	○	○	○	○	
1. 現状調査・課題分析			○	○						
2. 市場調査				○	○	○	○			
3. 対応方針策定			○	○	○		○	○	○	
4. 仕様策定				○	○			○	○	
5. RFI 支援						○	○			
6. システム移行支援							○	○	○	
7. 概算費用積算								○	○	

5 業務内容

(1) 現状調査・課題分析

ア 現統合基盤において各種ドキュメント（設計書等）の確認及び本県担当者や現統合基盤の構築・保守事業者へのヒアリング等により、現統合基盤及び現統合基盤と関係するシステムの構成要素や状況について明らかにすること。

イ 現統合基盤及び現統合基盤と関係するシステムのうち、調査・分析の対象とするものについては、「3 設計にあたっての検討事項」を踏まえた上で、新統合基盤の方向性策定、業務効率化や利便性向上に向けて検討が必要となる構成要素を漏れなく整理し、受託者より提案のうえ本県との協議をもって決定すること。

ウ 本県におけるクラウドサービス導入状況を調査・分析し、更なるクラウド化を推進する上で、本県の業務・事務やシステム運用における影響やコスト抑制、BCP 対策、情報セキュリティなどの観点から、現統合基盤における課題を整理すること。

エ 課題の抽出においては、必要に応じて本県担当者や事業者にヒアリングを行うこと。

オ 課題について原因分析等を行い、次期統合基盤にて解決すべき事項を整理すること。

(2) 市場調査

- ア 他自治体やパブリッククラウドの動向など公開情報（Web サイト、カタログ、調査レポート）の収集を行うこと。
- イ 必要に応じて業者ヒアリング及び他自治体への照会を行うこと、照会票が必要になる場合は作成を支援すること。
- ウ 「クラウド・バイ・デフォルト原則」やガバメントクラウドなど、国が推進するクラウド関連の施策や他自治体のクラウド化の推進状況について調査し、本県への影響や関連性について整理すること。
- エ 調査結果は「(5)RFI（情報提供依頼）支援」にも活用できる内容とすること。

(3) 対応方針策定

- ア 「(1)現状調査・課題分析」で整理した課題について、優先度付を行ったうえで、解決に向けた対応方針の策定を行うこと。
- イ 課題解決に向けた新統合基盤におけるクラウドの活用方法（プライベートクラウド、パブリッククラウド、ハイブリッドクラウド、マルチクラウド等）や活用するパブリッククラウド（AWS、Azure、OCI 等）の方向性について、事業者等から概算費用等の情報を収集のうえ、費用対効果等から策定すること。
- ウ 対応方針及び方向性の策定においては、ガバメントクラウドや LGWAN などの国の動向及び他自治体における検討状況等のほか、民間企業が提供するサービスについて情報収集を行うこと。
- エ 対応方針及び方向性を踏まえた上で、新統合基盤構成の有り方について受託者より提案し、本県との協議を経て決定すること。

(4) 仕様策定

- ア 「(1)現状調査・課題分析」「(3)対応方針策定」で整理した課題及び要件を元に、「(5)RFI（情報提供依頼）支援」において必要となる要件定義書（案）、調達仕様書（案）を作成すること。
- イ 「(1)現状調査・課題分析」「(3)対応方針策定」で整理した課題及び要件と「(5)RFI（情報提供依頼）支援」で得た事業者の回答を元に、要件定義書（案）・調達仕様書（案）を精緻化を行うこと。
- ウ 新統合基盤の調達発注時の評価基準書（案）を策定すること。
- エ 作成した調達仕様書（案）及び要件定義書（案）は、本県と協議を経て承認を得ること。

(5) RFI（情報提供依頼）支援

- ア RFI に必要な様式一式を作成すること。
- イ RFI の実施にあたり対象事業者の選定の支援を行うこと。
- ウ 事業者から収集した回答内容を整理し、要約の上、事業者ごとの比較表を作成し、要件定義書（案）の更新に活用すること。

(6) システム移行支援

- ア 現統合基盤上の約 148 のシステム（仮想マシンが約 460 台）のシステム一覧表を作成の上、選定したクラウド化方針に従い、移行計画案を策定すること。

- イ 必要に応じて各システムの構築・保守事業者ヒアリングを行い、移行に係る費用調査及び課題やリスクの抽出を実施し、本県と協議の上、対応方針を示すこと。

(7) 概算費用積算

- ア 新統合基盤の構築・移行に係る概算費用を事業者から取得すること。
- イ 事業の詳細や必要性、費用内訳等の妥当性や論点などを明確にした資料を作成すること。

6 業務管理

(1) 全般

- ア 本業務開始前に業務実施計画書、業務実施体制図を提出し、本件の承諾をえること。
- イ 業務実施計画書では、各作業等について本県と本受託者との役割分担や各作業等におけるスコープ定義を明確化すること。
- ウ 業務実施計画書における実施スケジュールについて、WBS 等により各作業の詳細化を行うこと。

(2) 進捗管理

- ア 実施スケジュールに基づく進捗は定期的に報告すること。
- イ 進捗に問題が生じた場合は早急に本県に連絡し、両者合意の上、見直しの手続きをとること。

(3) 課題管理

- ア 業務中に発生した課題は、課題管理表で管理を行うこと。
- イ 課題の対応状況、進捗に関しては定期的に報告すること。

(4) 情報共有・会議管理

- ア 本県と受注者とのコミュニケーションを円滑に行うため、連絡窓口を定義すること。
- イ 業務期間中に開催する会議体については、業務開始時にその種類、頻度、出席者を定義すること。
- ウ 会議開催にあたっては議事録を作成すること
- エ 定期的な会議外での連絡は原則電子メールとするが、やむを得ず電話などを利用する場合はその内容を後日電子メール等で記録を残すこと。
- オ 会議の実施は Web 会議を可とする。
- カ 問題が生じた場合等は上記の定期報告によらず速やかに報告し、解決策を協議すること。
- キ 連絡窓口は、管理者等の責任のある担当に一本化すること（業務の状況に応じて緩和あり）。

(5) 体制管理

業務に参画する要員の選定、変更及び体制維持に関する管理を行うため、次の要件を満たす体制・要員管理を実施すること。

- ア 適切に履行するための体制づくりと要員の確保を行うこと。
- イ 業務責任者については、本業務と同等規模の類似案件において責任者としての実績

を有する者、または独立行政法人情報処理推進機構（IPA）の実施するプロジェクトマネージャ試験または同等以上の資格を有する者を配置すること。

ウ 業務担当者については、本業務と同等規模の類似案件において担当者としての実績を有する者、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）の実施するネットワークスペシャリスト試験、情報処理安全確保支援士試験または同等以上の資格を有するものを配置すること。

7 業務期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

8 業務履行場所

特段の指定は無いが、システム所管課へのヒアリング等、現地作業を行う場合は、事前に連絡の上、適切な手続きを行うこと。

9 成果品

(1) 業務に係る提出書類等

	項目	内容	納入時期
1	業務実施計画書 業務実施体制図	本業務に関する計画書、体制図	契約締結後2週間を目途
2	議事録	各種会議の議事録	会議後1週間以内
3	要件定義書（案）	新統合基盤の構築・移行の要件を纏めた資料の素案	令和7年11月30日 令和8年3月31日
4	調達仕様書（案）	新統合基盤の構築・移行業務の調達仕様書の素案	令和7年11月30日 令和8年3月31日
5	RFI 様式一式	RFI 実施に必要な様式の一式	令和7年11月30日
6	移行計画書	新統合基盤への移行計画書	令和8年3月31日
7	概算費用資料	構築・移行に係る概算費用	令和8年3月31日
8	業務完了報告書	本業務の業務完了における報告書	令和8年3月31日
9	その他	本県と協議のうえ必要となった成果物	本県と協議すること

(2) 業務完了後の成果品

ア 上記提出書類一式1部

イ 上記の電子データ1部

(3) 納品先

宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号

宮崎県総合政策部デジタル推進課

10 特記事項

(1) 本業務の遂行にあたり、知り得た情報等の外部漏洩、無断転用等を禁止する。

- (2) 本業務の遂行にあたり、特許権、実用新案、使用権、その他第三者の権利対象となっているものを使用する場合は、事業者はその使用に関する一切の責任を負うものとする。
- (3) 本業務の一部を再委託することが出来るが、予め県の承認を得ること。
- (4) 本仕様書は、受託者に求める本業務委託の最低限の基準を示したものであり、本仕様書に記載されていない事項であっても、本業務委託を行う上で当然必要と見なされる事項については、受託者の責任において実施すること。
- (5) 受託者及び業務に必要となる専門人材の人件費、旅費、通信費及び印刷製本費その他一切の費用は、本業務の委託金額に含まれるものとする。
- (6) 本仕様書に定めのない事項に関しては、双方協議の上、決定する。また、疑義及び本仕様書によりがたい事由が生じた場合も同様とする。
- (7) 本委託業務の受託者は、今後予定するサーバ統合基盤調達の入札に参加できない。また、本委託業者受託者と資本関係にある事業者も同様とする。